

作手村土地改良区定款

作手村土地改良区定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 会議（第7条—第18条）
- 第3章 役員（第19条—第26条）
- 第4章 経費の分担（第27条—第31条）
- 第5章 雑則（第32条—第39条）
- 附則

作手村土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、作手村土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、愛知第200号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表第1に掲げる地域とする。

2 この土地改良区的地域を、別表第2に掲げる地域に区分する。また、区分された地域をもって「事業地区」という。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

(1) 地区地内のかんがい施設、排水施設及び農道の維持管理

(2) 農用地またはその保全もしくは利用上必要な施設の災害復旧

2 この土地改良区は、前項第1号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

3 この土地改良区は、県営経営体育成基盤整備事業西田原地区の換地処分に関する業務を委託された場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、愛知県新城市作手高里地内に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、この土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、30人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日(通知で別に定めたときは、その日時)までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第18条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第3章 役員

(役員の定数)

第19条 この土地改良区の役員定数は、理事8人及び監事2人とする。

2 前項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選任)

第20条 役員は、総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第21条 理事は、理事長1人及び副理事長1人を互選するものとする。

第22条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第23条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第24条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第25条 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第26条 理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第27条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき別表第3に掲げる賦課率により地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第27条の2 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営農地環境整備事業作手黒瀬地区及び同事業高里第1地区の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準により地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前2条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。

(特別徴収金)

第29条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第29条の2 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営農地環境整備事業高里第1地区及び同事業作手菅沼地区に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第30条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第31条 第27条、第27条の2、第29条及び第29条の2の規定により賦課された賦課金につき、これを滞納した場合には、その滞納の日数に応じて年利14.6%の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

- 3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

(係及び委員会)

第32条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

- 3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第33条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

- 2 前項の加入金の額は、10aにつき金2,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第34条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第31条の規定を準用する。

(基本財産)

第35条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

- 2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第36条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第37条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第38条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができる。

- 2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第39条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

- 1 この土地改良区の設立当時の理事及び監事はこの定款の規定にかかわらず土地改良法第18条の規定に基づき申請人の選任するところによる。

この定款は認可の日から施行する。

昭和28年5月2日認可

愛知県第200号

附 則

- 2 この定款は認可の日から施行する。

昭和29年10月19日

指令耕第645号

附 則

- 3 この定款は認可の日から施行する。

昭和33年1月16日

指令耕第22号

附 則

- 4 この定款は認可の日から施行する。

昭和36年5月29日

指令耕第368号

附 則

- 5 この定款は認可の日から施行する。

昭和36年9月13日

指令耕第994号

附 則

- 6 この定款は認可の日から施行する。

昭和36年12月7日

指令耕第1377号

附 則

- 7 この定款は認可の日から施行する。

昭和41年5月31日

指令耕第9-4号

附 則

- 8 この定款は認可の日から施行する。

昭和42年6月19日

42指令耕第9-14号

附 則

- 9 この定款は認可の日から施行する。

昭和43年3月14日

43指令耕第9-10号

この定款変更中第16条及び役員選挙規程第2条の規程の変更は現在役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

附 則

- 10 この定款は認可の日から施行する。

昭和44年2月17日

43指令耕第9-72号

附 則

- 11 この定款は認可の日から施行する。

昭和44年10月25日

44指令耕第9-59号

附 則

- 12 この定款は認可の日から施行する。

昭和45年8月3日

45指令耕第9-49号

附 則

- 13 この定款は認可の日から施行する。

昭和46年7月10日

46 指令耕第9－52号

附 則

14 この定款は認可の日から施行する。

昭和47年3月15日

47 指令耕第9－15号

附 則

15 この定款は認可の日から施行する。

昭和48年1月5日

47 指令耕第9－34号

附 則

16 この定款は認可の日から施行する。

昭和48年7月23日

48 指令耕第9－25号

附 則

17 この定款は認可の日から施行する。

昭和49年2月22日

48 指令耕第9－31号

附 則

18 この定款は認可の日から施行する。

昭和50年1月27日

49 指令耕第9－41号

附 則

19 この定款は認可の日から施行する。

昭和50年4月24日

50 指令耕第9－48号

附 則

20 この定款は認可の日から施行する。

昭和50年5月9日

50 指令耕第9－2号

附 則

21 この定款は認可の日から施行する。

昭和50年1月29日

50 指令耕第9－25号

附 則

22 土地改良法の一部を改正する法律（昭和47年法律第37号）附則第6項の規程により同法による改正後の特別徴収金に関する規定を適用しないこととされる土地改良事業の施行に係る地域内の農地の転用または開田に伴い徴収する賦課金については第26条の2の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

23 この定款は認可の日から施行する。

昭和51年4月21日

51 指令耕第9－3号

附 則

24 この定款は認可の日から施行する。

昭和51年6月1日

51 指令耕第9－19号

附 則

25 この定款は認可の日から施行する。

昭和52年3月3日

51指令耕第9-68号

附 則

26 この定款は認可の日から施行する。

昭和52年9月13日

52指令耕第9-41号

附 則

27 この定款変更中第8条の総代の定数の変更は、現総代のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

昭和52年9月13日

51指令耕第9-42号

附 則

28 この定款は認可の日から施行する。

昭和53年3月10日

52指令耕第9-46号

附 則

29 この定款は認可の日から施行する。

昭和54年1月5日

53指令耕第9-40号

附 則

30 この定款は認可の日から施行する。

昭和55年1月25日

54指令耕第9-55号

附 則

31 この定款は認可の日から施行する。

昭和56年10月12日

56指令耕第9-17号

附 則

32 この定款は認可の日から施行する。

昭和57年7月17日

57指令耕第9-20号

附 則

33 この定款は認可の日から施行する。

昭和60年3月1日

59指令耕第9-48号

附 則

34 この定款は認可の日から施行する。

昭和60年6月3日

60指令耕第9-7号

附 則

35 この定款は認可の日から施行する。

昭和60年6月17日

60指令耕第9-64号

附 則

36 この定款は認可の日から施行する。

昭和61年5月19日

61指令耕第9-30号

附 則

37 この定款は認可の日から施行する。

昭和62年8月29日

62指令耕第9-52号

附 則

38 この定款は認可の日から施行する。

昭和63年7月25日

63指令耕第9-25号

附 則

39 この定款は認可の日から施行する。

ただし、この定款変更中、第16条（役員の定数）及び役員選挙規程第2条（組合員である役員の選挙）の規程の変更は、現在役員の任期満了その他の事由による次期の選挙のときから施行するものとし、それまではなお従前の例による。

平成元年6月14日

1指令耕第9-12号

附 則

40 この定款は認可の日から施行する。

平成2年6月5日

2指令耕第9-3号

附 則

41 この定款は認可の日から施行する。

平成8年12月3日

8指令耕第9-40号

附 則

42 この定款は認可の日から施行する。

平成11年10月22日

11指令耕第9-35号

附 則

43 この定款は認可の日から施行する。

平成13年9月17日

13令農計第9-8号

附 則

44 この定款は認可の日から施行する。

平成14年5月8日

14令農計第9-10号

附 則

45 この定款は認可の日から施行する。

平成16年5月10日

16農計第95号

附 則

46 この定款は認可の日から施行する。

平成17年5月9日

17農計第95号

附 則

47 この定款は許可の日から施行する。

平成18年8月17日

18農計第308号

附 則

48 この定款は許可の日から施行する。

平成21年10月8日

21農計第319号

附 則

49 この定款は認可の日から施行する。

平成23年6月1日

23農計第89号

附 則

50 この定款は認可の日から施行する。

平成25年1月8日

24農計第448-1号

51 この定款は認可の日から施行する。

平成25年4月16日

25農計第25-1号

52 この定款は認可の日から施行する。

平成26年4月30日

26農計第71号

53 この定款は認可の日から施行する。

平成29年1月13日

28農計第566号

附 則

54 この定款は認可の日から施行する。

令和2年5月22日

2農計第128号

この定款変更中、第9条（総代の選挙）、第10条（総代の任期）、第11条（総代の失職）の変更は、現在総代の任期満了その他の事由による次期の総選挙の時から施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

この定款変更中、第19条（役員の定数）の変更は、現在役員の任期満了その他の事由による次期の総選任の時から施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

第14条（書面又は代理人による議決）の規定は、総代会でこれを制限する議案の議決があった場合、当該総代の任期中に開催される総代会については、議決の定めにより適用を除外する。

55 この定款は認可の日から施行する。

令和5年4月28日

5農計第72号

56 この定款は認可の日から施行する。

令和6年5月7日

6農計第122号

57 この定款は認可の日から施行する。

令和 年 月 日

農計第 号

